平成２３年（フ）第６７５号
東京都杉並区西荻北４丁目20番11号、開始決定時の住民票上の住所兵庫県高砂市高砂町田町491番地
破産者　田中　典子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８５号
広島市南区比治山本町14番２号
破産者　有限会社ミナミ企画
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８号
広島県安芸高田市甲田町高田原1371番地９
破産者　有限会社甲田にしこう
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第３５号
北海道小樽市花園１丁目１番11号
破産者　有限会社まる乃
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第５３８９号
埼玉県川口市幸町１丁目３番31号
破産者　株式会社アーバンエステート
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１４号
千葉県船橋市咲が丘４丁目29―12
破産者　小野　博志
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３１号
東京都板橋区宮本町17番地５
破産者　株式会社グローバル・プレス
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７３号
東京都多摩市愛宕２丁目２番地２―303
破産者　有限会社ビーハイブ
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７４４号
東京都小平市天神町１丁目307番地の３ミツヤハイツ303号
破産者　飛佐　良光
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号
栃木県佐野市赤坂町967番地14
破産者　株式会社アドバンス
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３４２６号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目６番３号
破産者　札幌ホームテック株式会社
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１０７号
仙台市青葉区下愛子字二本松18番地の６ビューハイツ愛子Ａ棟203、従前の住所仙台市青葉区折立５丁目11番６号
破産者　岸　　悟
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
栃木県小山市網戸1196番地１
破産者　有限会社三共工業
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１２７１号
千葉県市原市古市場342番地１　サンハイツＡ棟201、住民票上の住所千葉県市原市能満1882番地50
破産者　大工　利治
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
千葉市中央区都町１丁目１番１号
破産者　有限会社三恵社
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１２号
千葉市中央区都町１丁目55番３号　サンクレイドル千葉都町302号
破産者　砂田　重政
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５１３号
千葉市中央区都町１丁目55番３号　サンクレイドル千葉都町302号
破産者　砂田　和恵
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２７号
千葉市中央区新田町３番７号
破産者　堀江　廣美
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８３号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目14番20―403号
破産者　金川　照加
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３９号
東京都八王子市狭間町1450番地８
破産者　有限会社エルアール
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６４０号
東京都町田市相原町1078番地１
破産者　宮崎　　豊
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部